

政務活動費 会計帳簿 議員氏名: 片山 誠治 5年度 (単位:円)

年月日	用途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (繰越切捨)	支払先	備考
2023/4/9	A	調査研究費	1	ガソリン代	400,000	8,540	100%	0	Enejet	
2023/4/22	A	調査研究費	2	ガソリン代		10,550	50%	5,275	Enejet	
2023/4/28	A	調査研究費	3	ガソリン代		4,292	50%	2,146	Enejet	
2023/4/30	A	調査研究費	4	ガソリン代		5,510	50%	2,755	Enejet	
2023/5/8	H	事務所賃	6	事務所家賃		100,000	90%	90,000		
2023/4/28	H	事務所賃	7	事務所駐車場代		12,890	90%	11,601		
2023/4/26	J	人件費	9	事務員給与		300,000	90%	270,000		
							100%	0		

支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)	計上計 (C)
4件		28,892	14,446
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
2件		112,890	101,601
0件		0	0
1件		300,000	270,000
7件	400,000	441,782	386,047
			(A)-(C)
			13,953

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所賃
I	事務費
J	人件費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	片山 誠 治	整理番号	1~4
費目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請申請等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、筆跡磨良、事務費、人件費		
支払内容	ガソリニ代		
支払金額	28,892	控分率	50% 計上額 14,446
控分率の考え方	使用実態に占める政務活動費の割合が不明		
備考			

EneJet

納品書(領収書)  
 木村石油株式会社  
 五条ウエストSS  
 京都市右京区西院寿町41  
 TEL:075-311-9339  
 2023/04/09(日)19:51

EneKey  
 様  
 ①XXXXXXXXXXXX 12020 0000  
 売上 ②XXXXXXXXXXXX  
 ハイオク ③XXXXXXXXXXXX  
 000340 ¥8540  
 49.65L @172.0 L-3 N-8  
 割引適用(008929)  
 5円/L,個 割引 済み

小計 ¥8,540  
 (10%対象 ¥8,540  
 内消費税 ¥776)  
 合計 ¥8,540  
 承認No. 0523828  
 支払方法

に貼付し

2 EneJet

納品書(領収書)  
 飯田石油(株)  
 ニュー園部SS  
 南丹市園部町上木崎町入道31  
 TEL:0771-62-0125  
 2023/04/22(土)15:01

EneKey  
 様  
 ①XXXXXXXXXXXX 12023 0000  
 売上 ②XXXXXXXXXXXX  
 ハイオク ③XXXXXXXXXXXX  
 000180 ¥10550  
 59.27L @178.0 L-4 N-11

小計 ¥10,550  
 (10%対象 ¥10,550  
 内消費税 ¥959)  
 合計 ¥10,550  
 承認No. 0208680  
 支払方法 一括

3

EneJet

納品書(領収書)  
 2023年04月28日 17:38

売上  
 ①XXXXXXXXXXXX 様  
 トーク XXXXXXXXXXXX  
 EneKey(一般提携)  
 車両番号 実車番  
 0018-00  
 ハイオク P-02  
 24.81L \*  
 173円 ¥4,292

合計 ¥4,292  
 (消費税10%対象 ¥4,292  
 内消費税等 ¥390)  
 承認No. 0523828  
 支払方法

4 EneJet

納品書(領収書)  
 (株)ユニス  
 洛西SS  
 京都市西京区大枝東長町3-6  
 TEL:075-335-0033  
 2023/04/30(日)00:14

EneKey  
 様  
 ①XXXXXXXXXXXX 12076 0000  
 売上 ②XXXXXXXXXXXX  
 レギュラー ③XXXXXXXXXXXX  
 000180 ¥5510  
 35.55L @155.0 L-3 N-7  
 割引適用(003615)  
 5円/L,個 割引 済み

小計 ¥5,510  
 (10%対象 ¥5,510  
 内消費税 ¥501)  
 合計 ¥5,510  
 承認No. 0673641  
 支払方法 一括

議員名 片山誠治

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外    ④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地	住所: [REDACTED] 電話: 0771-63-6396	延べ床面積	50㎡
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件(賃貸借契約先所有者) <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族(議員との関係:母) ( ) <input type="checkbox"/> 関連会社等(所在地: ) ( ) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族(議員との関係: ) ( ) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族(議員との関係:母) ( ) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合(政務活動に要した使用領域(面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積    ㎡ (X) 内、政務活動使用面積    ㎡ (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間    40日・朝 (X) 内、政務活動使用時間    36日・朝 (Y) $(Y) / (X) = 36 / 40$ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合	
	人件費	<input type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合(政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間    40日・朝 (X) 内、政務活動業務時間    36日・朝 (Y) $(Y) / (X) = 36 / 40$ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合	
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有    按分率    9/10 (按分率の考え方: ⑥と同様)		
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有    按分率    9/10 (按分率の考え方: ⑥と同様)		
⑨ 光熱水費等の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有    按分率    / (按分率の考え方: )		

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: ⑥と同様)						
⑪ その他の事務費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方: )						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■ 生計を一にしない親族 1人 按分率 9/10 (按分率の考え方: ) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方: ) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 人 按分率 / (按分率の考え方: ) <hr/> 計 1人						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table> }	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分

- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」と、賃借人 片山誠治 (以下「乙」) は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約 (以下「本契約」) を締結する。

## (賃貸借物件)

第1条 甲はその所有する次の物件 (以下「本物件」) を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示：名 称 木造2階建て、一戸建て

所在地 京都府南丹市園部町新町2番地

床面積 50㎡

ただし、室内の造作設備一切現状有姿のまま

## (賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間 (以下「本契約期間」) は、令和3年4月1日より令和6年3月31日までの3年間とする。ただし、本契約期間の2カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で3年間契約が更新されるものとする。

## (賃料)

第3条 賃料は1カ月金10万円とする。

## (諸費用)

第4条 乙は、本契約期間中、前条に定める賃料のほかに、次の各号に掲げる費用 (以下「諸費用」) を支払う。

- 一 水道光熱費
- 二 電話通信費
- 三 自治会会費

## (賃料等の支払時期及びその方法)

第5条 賃料と諸費用 (以下「賃料等」) は毎月25日までにその翌月分を甲の指定する方法により甲に支払う。なお、契約月の賃料等は1カ月を30日とした日割計算とする。

## (賃料改定特約)

第6条 賃料が経済事情の変動、租税公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となった場合には、協議のうえ、甲は、契約期間中であっても賃料を増額請求することができる。

## (使用目的)

第6条 本物件の使用目的は事務所用とし、乙は他の目的で使用しない。

## (使用規則)

第7条 乙は、本物件を次の各号に定める方法で使用する。

- 一 乙及び乙の関係者は、甲の定める本件建物使用管理に関する規則を遵守し、善良な管理者の注意をもって使用し、甲及び第三者に迷惑をかけない。
  - 二 乙は、共同使用の秩序を守り、危険物、過重量物、衛生上有害な物、その他近隣より苦情の出る物品を持ち込むなど他人の迷惑になる行為をしてはならない。
- 2 乙は、次に掲げる事由に該当する場合は、甲及び甲の関係者の室内立ち入りを承諾する。
- 一 建物管理上必要がある場合又は緊急の場合

(禁止事項)

第8条 乙は次に掲げる事項をしてはならず、万一これに違反した場合、甲は催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 甲の承諾のない本物件の増改築、造作の変更等原状の変更
- 二 本物件の転貸又は賃借権の譲渡
- 三 本物件内における動物の飼育
- 四 その他近隣に著しく迷惑となる行為

(当然消滅)

第9条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、本契約は当然に消滅する。二号に該当する場合は、乙から本契約の解約申し入れをして退去したものとみなして処理することができるものとする。

- 一 本物件が火災その他の災害により通常の用に供することができなくなった場合
- 二 乙が甲に通知することなく長期間不在にした場合、若しくは乙が退去したと認められる場合

(損害賠償)

第10条 乙又は乙の使用人、訪問者その他の関係者の故意又は過失によって、本物件が汚損、毀損又は滅失した場合、又は甲の承諾なしに本物件の原状を変更した場合は、乙は直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第11条 乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、甲は催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 賃料の支払いを2カ月以上怠った場合
- 二 他の債務につき仮差押、仮処分、強制執行を受けた場合
- 三 他の債務につき、競売、破産の申立を受けた場合
- 四 乙振出の手形小切手が不渡処分を受けた場合
- 五 租税公課の滞納処分を受けた場合
- 六 その他本契約に違反した場合

(契約の中途解約)

第12条 乙は、本契約期間中といえども、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、本物件を使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合においては、本物件の賃貸借は、解約の申し入れの日から1カ月を経過することによって終了する。

(明渡し)

第13条 乙は、本物件の明渡しに際し、本物件内の自己の所有物等をすべて収去しなければならない。万一残置物がある場合、その所有権は放棄したものとす。

2 甲の承諾を得て本物件の原状を変更したものがあればすべてこれを原状に復した上で、甲の立会いのもと、本物件を明け渡す。

3 乙は、本契約期間の終了時に、本物件の明渡しをしない間は、その開始月より月割で賃料等相当額の損害金を支払う。

(造作買取)

第14条 乙は、本物件の明渡しに際し、造作などの買取請求をしない。

(立退料等)

第15条 乙は、本物件の明渡しに際し、立退料、移転料、引越費用その他いかなる名目においても、金銭上の請求をしない。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する紛争の第一審裁判所は京都地方裁判所とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

この契約を証するため、本契約書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 4月 1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所

氏名

片山誠治

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

随員氏名(会派名)	片山 誠 治	整理番号	6
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要員滞在等活動費・会費・資料作成費・資料購入費(事務用)・事務費・人件費		
支払内容	事務所家賃		
支払金額	100,000	按分率	90% 計上額 90,000
按分率の考え方	事務所状況等説明書のとおり		
備 考			

(領収書は、

キャッシュご利用明細

をご利用いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取引店	機番	通番
50508		97	0134
お取引金額欄	支店番号	口座番号	
		*****	
お取扱金額			
お取引	お取引金額	おつり	
振込	¥100000		
時刻	受付番号	お取引後残高	
13:40	0046		
ご案内またはお振込内容			
手数料 ¥0			
[Redacted]			
ご依頼人 電話 0771-636396 カタヤマ セイジ 様			

■裏面のご案内もあわせてご確認ください。  
■財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管してください。





第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	片山 誠 治	整理番号	7
費 目	調査研究費・研學費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費		
支払内容	事務所 駐車場代		
支払金額	12,890	按分率	90% 計上額 11,601
按分率の考え方	事務所状況等説明書のとおり		
備 考			

5 05.04.28 自動送金

\*12,890

参考様式

2022年4月1日 改正

月額給与 300,000円 に変更

### 雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日	[Redacted]
氏 名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	[Redacted]		
下記の条件で契約します			
雇用期間	2020年4月1日から2025年3月31日まで		
就業場所	片山せじ事務所		
仕事内容	事務・地元対応		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 10時 00分 から 午前・午後 5時 00分 まで ( )		
休 日			
給与(賃金)	月額 150,000円		
給与支払	口座振込		
給与振込先	[Redacted]		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2019年4月1日			
雇用者	[Redacted] 片山誠治		
被雇用者	[Redacted]		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	片山 誠 治	整理番号	9
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <b>人件費</b>		
支払内容	事務員給与		
支払金額	300,000	按分率	90% 計上額 270,000
按分率の考え方	事務所状況等説明書のとおり		
備 考			

(領収書は、

**現金自動預金支払機**

**ご利用明細書**

●本日は をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
05/04/26	10:18	05042611018253Xお振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号
		科目・口座番号
振込通番	振込手数料	出 額
B 000047	¥0	¥300000
メッセージコード	残 高	

お振込先  
カタヤマセイシ 様  
(お知らせ欄)  
おつり

\*\*

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 4 月分		氏名	[Redacted]		議員との関係	<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土	7:00	23:00	1:00	15:00			0:00
2	日	7:00	23:00	1:00	16:00			0:00
3	月	7:00	22:00	1:00	14:00			0:00
4	火	7:00	22:00	1:00	14:00			0:00
5	水	7:00	22:00	1:00	14:00			0:00
6	木	7:00	23:00	1:00	15:00			0:00
7	金	7:00	23:00	1:00	15:00			0:00
8	土	7:00	23:00	1:00	15:00			0:00
9	日	10:00	23:00	1:00	12:00			0:00
10	月	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
11	火	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
12	水	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
13	木	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
18	火	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
19	水	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
20	木	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
21	金	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
22	土				0:00			0:00
23	日	8:00	15:00	1:00	6:00			0:00
24	月	7:00	15:00	1:00	7:00			0:00
25	火				0:00			0:00
26	水	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
27	木	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
28	金	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
29	土	8:00	18:00	1:00	9:00			0:00
30	日	7:00	16:00	1:00	8:00			0:00
計		25 日間勤務 (D)		(A)	243:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。					議員名	片山誠治 [Redacted]		
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[ 243.0 時間] × [単価		円]	=	0 円 (B)		
①' 月額の場合						300,000 円 (B)		
② 時間外勤務手当等 (A')		[ 0.0 時間] × [単価		円]	=	0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合(D)		[ 25 日] × [単価		円]	=	0 円 (E)		
③' " 月額の場合								
④ 総支給額						(B) + (C) + (E) =		300,000 円 (F)
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [		円 (G)] (所得税・住民税、保険料等本人負担額) =		300,000 円 (H)				
金 300,000 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 令和 5 年 5 月 1 日						
		氏名 [Redacted]						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[ 300,000 円] × [按分率		90 %]	=	270,000 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[ 円] × [按分率		90 %]	=	0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[ 円] × [按分率		90 %]	=	0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計						(I) + (J) + (K) = 270,000 円		

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。

2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。